

平成28年度第1回東久留米市地域自立支援協議会概要

日 時 平成28年6月30日 午後2時半～午後4時半

会 場 東久留米市市役所7階 701会議室

出席者 澤委員・松本委員・及川委員・平山委員・金森委員・磯部委員
有馬委員・高原委員・山口委員・吉澤委員・大櫛委員
水谷委員

事務局 福祉保健部長・障害福祉課長・地域支援係長・
管理係長・障害福祉課職員・さいわい福祉センター職員

次 第

1. 委嘱書の交付
2. 市長挨拶
3. 委員紹介
4. 福祉保健部長・障害福祉課長の紹介
5. 会長・副会長の互選
6. 会長挨拶
7. 報告事項
 - 1) 平成28年度新規事業について
 - 2) 相談支援部会の在り方について
8. 協議事項
 - 1) 「東久留米市における障害を理由とする差別の推進に関する要綱(案)」について
9. その他

【地域支援係長】 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。私、障害福祉課地域支援係長の井出と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、自立支援協議会を始めさせていただく前に、新たな任期に伴いまして、委員の方々への委嘱書の交付から始めさせていただきます。市長より、それぞれの委員の方に委嘱書をお渡しします。なお、本日は、長田委員、藤岡委員、池田委員、小田島委員より欠席のご連絡をいただいております。欠席の委員の方におきましては、後日事務局より委嘱書等を送付させていただきます。

(委嘱書交付)

【地域支援係長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、市長より一言ご挨拶をいただきます。並木市長、よろしく願いいたします。

【市長】 それでは、皆様、改めましてこんにちは。市長の並木でございます。

これより平成28年度第1回東久留米市地域自立支援協議会を開催いたします。皆様におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

先ほど、本日ご出席の皆様へ委嘱書を交付したところでございます。同協議会発足から3期目となりますが、16名の方のうち12名の方が2期目に続きまして委員をお引き受けいただいたということでございます。委員各位におかれましては、市にとって大変重要なこの職務をお引き受けいただいたことに改めて御礼申し上げます。

市では、平成24年10月に東久留米市地域自立支援協議会を設置し、障害福祉関係者による相互連携及び地域における情報共有、支援体制の整備について、ご協議いただいております。

一昨年度には東久留米市障害者計画・第4期障害福祉計画策定にご尽力いただいたところでございますが、昨年度は第3期障害福祉計画について振り返りを行ったと伺っております。今年度は、第4期障害福祉計画の1年目の振り返りをはじめ、本年4月より施行されました障害者差別解消法についてご協議いただくことになろうかと思っております。

最後になりますが、障害をお持ちの方やその関係者、そして地域の皆さんの多様なご意見等をご検討いただき、障害者福祉施策の実施に欠かせない協議会として活発なご議論をお願いいたしましてご挨拶とさせていただきます。どう

ぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

【地域支援係長】 ありがとうございます。大変申しわけございませんが、市長は別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長退室)

【地域支援係長】 それでは、早速ですが、平成28年度第1回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

まず初めに資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。資料1-1「平成28年度第1回東久留米市地域自立支援協議会次第」でございます。資料1-2「東久留米市地域自立支援協議会委員名簿」でございます。資料1-3「東久留米市地域自立支援協議会専門部会(案)」でございます。資料1-4「東久留米市の予算 平成28年度～わかりやすい版～」でございます。資料1-5「東久留米市職員服務規程抜粋(案)」でございます。資料1-6「東久留米市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱(案)」でございます。また、その別添資料として、「東京都障害者差別解消法ハンドブック」も配付させていただいております。また、資料の一番最後に、参考といたしまして「東久留米市地域自立支援協議会設置要綱」を配付しております。配付資料は以上になります。不足等がございましたら挙手をお願いいたします。

ないようなので、それでは次第に沿って進めさせていただきます。

本日は第1回ということですので、委員の方の自己紹介から始めさせていただきますと思います。

そうしましたら、水谷委員から順に自己紹介をよろしくお願ひいたします。

【委員】 さいわい福祉センター所長の水谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

前期に引き続き、今期も委員をさせていただきます。事務局も兼ねておりまして、皆様にはご案内通知ですとか議事録の校正等でご協力をいただくことも多いかと思ひます。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】 こんにちは。私、東久留米市地域生活支援センターめるくまーの金森と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

実は、私、この4月1日に清瀬市地域生活支援センターどんぐりから異動になりました。東久留米市のほうに来てまだ間もないんですけれども、いろいろわからないところもたくさんありますので、皆さんからいろいろ教えていただきながら、しっかり頑張っていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】 障害福祉サービス事業所として参加させていただいております磯部です。社会福祉法人イリアンソスの理事長をやっています。

昨日、社会福祉審議会があつて、社会福祉審議委員でもあつたんですけれども、昨日の時点で解任になりましたので、今度はこの自立支援協議会でいろいろ学ばせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員】 精神障害者が通うための就労継続支援B型の作業所ぶどうの郷、大門町にありますけれども、そちらのほうで施設長をしています高原聡と申します。

前期に引き続いて、今期も自立支援協議会の委員ということで選んでいただきまして、微力ですけれども、いい協議会にするために発言ですとか、また、いろいろな連携をしていけるような形のものになるようにということで、努力していきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

【委員】 NPO法人優友の有馬と申します。

居宅支援と相談支援及び放課後等デイサービスの事業をやっております。どうぞ今年もよろしくお願いいたします。

【委員】 私は、東久留米市内の耳の聞こえない人たちで集まっている団体、ろうあ協会と申します。その代表の平山と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】 高次脳機能障害者と家族の会、今年から高次脳機能障害者「の」が「と」になりまして、できれば家族と当事者を自然に分けていきたいなど、今、気持ちだけはあるんですが、なかなか集まりが少ないので、皆様のお力添えよろしくお願いいたします。及川と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】 松本と申します。よろしくお願いいたします。

身体障害者福祉協会からまいりました松本です。自分自身も心臓を手術しまして、大変行政の方の施策には感謝しております。その感謝の気持ちを、何もわかりませんが、一生懸命この会にお返しできたらなと思ひて参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

【委員】 東京都立清瀬特別支援学校高等部のほうで進路専任をしております吉澤と申します。この会には、昨年から参加させていただいております。在校生のいろいろな情報も含め、お伝えできればなと思ひております。本校は知的障害の特別支援学校でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】 多摩小平保健所の山口でございます。この4月に異動してまいりまして、私が今年からこの会に参加をさせていただきます。

私は保健師でございまして、9年前に小平保健所におりまして、幾つかの保健所を回って戻ってまいりました。ほかの市のこともわかるどころ、わからないところ、いろいろございますけれども、そういうところでお伝えすることができましたら、ご紹介したいと思ひております。よろしくお願いいたします。

【委員】 東久留米市社会福祉協議会相談支援担当の主査をしております大

櫛と申します。私の担当では、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業、それから低所得世帯などの貸し付けを行う生活福祉資金の貸し付けなどを担当しております。

こちらの委員会には昨年4月より参加させていただいております。去年いろいろ勉強させていただいたので、少しずつ今年はお返ししていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 東京学芸大学の澤と申します。よろしくお願いいたします。

今年度から委員として加わることになりました。いろいろ不勉強な点もありますけれども、いろいろ学ばせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【地域支援係長】 ありがとうございます。

次に、福祉保健部長と障害福祉課長をご紹介します。

福祉保健部長の内野でございます。

【福祉保健部長】 内野でございます。昨年度に引き続きまして、今年度もまたよろしくお願いいたします。

【地域支援係長】 続いて、障害福祉課長の後藤でございます。

【障害福祉課長】 障害福祉課長の後藤でございます。今年度もまたよろしくお願いいたします。

【地域支援係長】 それでは、次に、会長、副会長の互選に移らせていただきます。障害福祉課長の後藤より説明のほうよろしくお願いいたします。

【障害福祉課長】 着座にて説明させていただきたいと思っております。失礼いたします。

今回、第3期目の地域自立支援協議会ということでございますが、本協議会につきましては別添の「東久留米市地域自立支援協議会設置要綱」によりまして必要な事項を定めてございます。

会議を進めるに当たりまして、会務を総理する会長を選出する必要があります。同協議会設置要綱第4の規定によりまして、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名するとされておりますが、委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。

前副会長でいらっしゃった磯部委員、いかがでしょうか。

【委員】 前回、会長が学識経験者ということなので、ぜひ学識経験者の澤さんに引き受けていただけるとありがたいなと思っております。

【障害福祉課長】 ありがとうございます。

澤委員を会長にとのことでございますが、皆様いかがでございましょうか。ご異議がなければ拍手をもってご承認をお願いしたいと思っております。

(拍 手)

【障害福祉課長】 ありがとうございます。

それでは、澤会長におかれましては、規定によりまして副会長のご指名をお願いしたいと思います。

【会長】 この席からでよろしいでしょうか。

【障害福祉課長】 はい。お願いします。

【会長】 それでは、副会長につきましては、前期に引き続いて磯部委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員】 よろしく申し上げます。

【障害福祉課長】 会長のご指名でございますので、磯部委員におかれましては副会長をお願いいたします。

続きまして、専門部会の所属についてでございます。

当協議会では、住みよいまちづくり部会、相談支援部会の2つの専門部会がございます。会長を除く全ての委員に、2つの専門部会のうちどちらかに所属をいただいております。

部会についてでございますが、昨年までの状況を反映させました案といたしまして、資料の1-3をご用意しております。今回、新たに委員になりました方におかれましては、前任の方と同じ部会に所属いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

ご異議がなければ、部会の所属につきましては資料1-3のとおりと決定いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

ご異議ございませんでしょうか。ないようでしたら、書類の(案)の部分をお取りいただきますようお願いいたします。以上でございます。

【地域支援係長】 それでは、澤会長に進行をお願いしたいと思います。澤会長、会長席にご移動いただきまして、会議の進行をお願いいたします。

(澤会長、会長席へ移動)

【会長】 では、ここから司会進行のほう、担当させていただきます。

初めに、会長ということで一言ご挨拶をさせていただきます。

改めまして、私、澤と申します。よろしく願いいたします。東京学芸大学で特別支援教育を担当しております。よろしく願いいたします。

今年度平成28年、29年度と2年間の委員会ということになります。今年度は差別解消法の施行が始まりました。後ほど議題の中にも出てくるかと思えますけれども、改めてこういった法律が始まったということでいろいろと議論もあるかと思えます。皆様のご意見につきましては積極的に出していただきたいと思います。

何分初めてなものですから緊張しております。できるだけ、会を時間の限られた中で円滑に進めていきたいと思ひますし、また、委員の皆さんには活発にご意見を出していただき、実りのある協議会にしていきたいというふうに思ひております。前奥住会長と比較しますと、若干頼りないというふうに思ひますけれども、皆さんのお力添えをいただき進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、ここから座って失礼いたします。

それでは、議事に先立ちまして、まず進行についてご説明させていただきます。進行についてですけれども、議事録を作成いたしますので、ご発言のときには名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。また、ご発言の際はご着席のまま結構でございます。

それから、手話通訳の方がおりますので、複数の方が同時に話されてしまいますと、どちらの方の発言かわかりにくいということが起こりますので、発言につきましてはお一人ずつというルールで進めさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事のほうに移りたいと思ひます。

まず初めに報告事項です。報告事項の1番、「平成28年度新規事業について」です。では、事務局のほうよりご説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】 では、平成28年度新規事業につきましてご説明をいたしたいと思ひますが、その前に当市の全体予算の話を少しさせていただきます。

お手元の資料1-4「東久留米市の予算」をごらんいただければと思ひます。こちらは当市の財政課で作成いたしました資料でございます。市の財政状況につきまして、かなりわかりやすくかみ砕いた内容になっているかと思ひます。全国各市がそれぞれの事情から、その収支、内容、割合は異なるわけですが、当市の28年度の予算の特徴といたしましては7ページをごらんください。

一般会計におきましては、総額405億円のうち218億円が民生費。この用途といたしましては、高齢者や障害者、子供などの市民福祉のための用途となっておりますが、こちらのほうが全体予算の53.7%に相当するというものでございます。

ちなみに、障害福祉サービス費につきましては、平成27年度の当初予算額が20億9,800万円でしたが、今年度は24億6,700万円、3億6,800万円、17.5%の増でございます。これは障害者の高齢化という事情もあるかと思ひますが、全般的に障害福祉サービスの利用が増えているということがこの数字から言えるかと思ひます。

続きまして、今年度の新規事業についてでございます。お手元の資料15ペ

ージをごらんください。障害福祉に係る新規の事業といたしましては2つ掲載がございます。

まず1つ目でございますが、中等度難聴児発達支援事業でございます。身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援することを目的とするものでございます。予算額といたしましては、82万2,000円でございます。

2つ目は、障害者差別解消法周知事業でございます。本年4月1日より障害者差別解消法が施行されるのに伴い、市民への周知を図ることを目的としており、具体的には折り込みチラシやポスターの作成、配布などに係る委託費用でございます。予算額としましては70万円でございます。

最後に、資料1-4には掲載されておりませんが、もう一つ新規事業がございます。それは障害・難病等啓発事業補助金でございます。こちらは、障害者差別解消法の施行に伴い、障害者・難病患者らに対する差別の解消を図るため啓発事業を行う障害当事者団体等に補助金を交付し、市民への理解を深め、同法の周知、意識の啓発を行うことを目的とするものでございます。

今年度の新規事業の説明については以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま新規事業についてのご報告がありましたけれども、委員の皆様方からご質問等があればご発言をお願いいたします。

【委員】 今の説明の、障害・難病等啓発事業補助金についての予算はどのぐらいですか。

【障害福祉課長】 こちらのほうは総額で30万円でございます。少々内訳をご説明いたしますと、1つの団体に5万円を限度に6団体までということで、30万円という事業でございます。以上でございます。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告に移りたいと思います。

報告事項の2番です。「相談支援部会のあり方について」です。こちら事務局のほうよりご説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】 続きまして、相談支援部会のあり方についてでございますが、昨年度よりご協議いただいております本件につきましては、今年度からは一般相談につきましては部会においてご協議いただきまして、計画相談につきましては施設代表者会議においてご協議いただくこととしたいと考えております。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

相談支援につきまして、一般相談と計画相談の協議の場を分けるというご報

告でしたけれども、委員の皆様からご発言等ございますでしょうか。

【委員】 相談支援部会、前回まで部会長ということでやらせていただいております。

背景を説明いたします。今までは計画相談事業というものが新しく仕組みとして入ってきました。作業所の利用、ホームヘルプ、そういった障害福祉サービスを利用の方が利用していくためには、計画相談を受けて、サービス利用計画を作成してから、各サービスを利用するというふうに制度が変わってきました。新しい事業所を立ち上げ、一人一人の利用者の方に導入を早急に推し進めないといけないという状況がありました。それが大分導入されまして、大体順調にいくのではないかとということになってきました。

そうなりますと、一般相談、一般の地域で生活するための相談と、それから、サービスを利用するための計画相談を分けて考えていったほうがいいのではないか。地域で利用者の方、障害者の方が暮らすために必要なことはどのようにしてやっていったらいいのかということや自立支援協議会の相談支援部会のほうでは議論していったほうが機能的ではないかとということで、2つに分けたほうではいいのではないかと意見が出まして、今回、このような2つに分けるという整理がなされていったということでもあります。

【会長】 ありがとうございます。

今、委員から、分けた事情といいますか、詳しいご説明をいただきました。相談事業をより円滑かつ充実したものにしていくということで、主に事業所のほうで協議したほうがスムーズに進むということで、計画相談のほうをそちらのほうに。むしろ、部会では一般相談のほうを重点的に話ししていただくということで分けるということもございます。

また、これについては適宜こういった場でもご報告はいただけるということで、情報なんかはこの場でも共有していくようにしたいと思います。

よろしいでしょうか。ほか何かご発言ございますでしょうか。

【委員】 そうしますと、相談支援部会が、一般相談と計画相談に分かれて検討するというのではなく、その中で特化して計画相談以外を話し合っていくということですか。

【委員】 先ほど説明がありましたように、計画相談については施設代表者会という別の集まり、事業所の集まりのほうで受け持ってもらいまして、この自立支援協議会の相談支援部会では、計画相談を全く対象外というわけではないんですけれども、いわゆる一般の相談、困ったことを話し合ったりとか、どうやって支援をしていったらいいかということを中心に話そうという形であります。

【会長】 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

では、報告事項はこれで終了したいと思います。ほかに何かご報告追加ということはございますでしょうか。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

協議事項1番です。「東久留米市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱（案）」についてです。では、こちらも事務局からご説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】 協議事項（1）「東久留米市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱（案）」についてでございます。

資料1－6「東久留米市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱（案）」についてでございますが、こちらは障害者差別解消法の趣旨を踏まえまして、地方公共団体、事業所に勤務する市職員を対象に定めるものでございまして、同法の職員対応要領に相当するものでございます。

当市では、東京都の職員対応要領を参考に、市の職員課で作成をしております。職員課といたしましては、本日皆様のご意見をいただきまして、できるだけ早急に公表していきたいとの考えでございます。また、公表の後、時間の経過ですとか、世の中の考え方などの変化があろうかと思っております。この場合には内容の変更等もあり得ると思われませんが、この点につきましては必要が生じた時点で速やかに修正をしまいたいとのことでございます。

なお、資料1－5「東久留米市職員服務規程抜粋」がございまして、こちらは市の業務に従事する市職員が守るべきことについて定めたものでございます。今回、資料1－6の「東久留米市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱（案）」を定めるに当たりまして、服務規程の中に障害を理由とする差別の禁止というものを明確に規定したものでございます。

資料1－5、資料1－6ともに、内容につきましてこの場にてご協議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。協議事項は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました資料1－6並びに資料1－5をごらんください。要綱（案）をこのような形で定めたいということでございます。

いかがでしょうか。委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。

【委員】 たびたび申しわけございません。市職員の職務規程や要綱について、この協議会がこれをやる根拠というのはどこになるのか。協議会の協議事項というのは要綱に書いてございますけれども、今ご提案されたことは、これ

の第2の(5)に当たるのでしょうか。すみません。わからないのですけれども。

【障害福祉課長】 今、委員からお話ございましたとおり、協議事項として(1)から(5)まである中で(5)の部分になってくるかと思いますが、この差別解消法につきましては昨年度からずっと協議をしている事項でございます。障害者に係るさまざまな状況、生活の場などにおいても関係してくるところから、この中で障害当事者、またはその家族、関係者が含まれる団体の中からのご意見も反映させていきたいというのが、この対応要領、市では要綱になってございますが、これをつくった課としての思いとしてうかがっております。

また、市議会におきましても、やはり当事者の方のご意見をお聞きするということにおいて、そうあるべきとのご意見もいただいておりますので、この点を踏まえて本協議会でご協議いただくという次第でございます。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

要綱自体は、先ほどもご説明ありましたけれども、職員課でこういうものをつくって制定するということになりましても、当事者の方が参加されるこの協議会の中で、もしご意見があれば反映させていきたいということでございます。この点について、いかがでしょうか。

【委員】 要綱について、もしわかることがあればお教えいただきたいです。

1つ目が第6条、研修・啓発に関してなんですけれども、かなり必要になってくるのではないかなというイメージを持っておりまして、教育関係者も結構戦々恐々としながらこういう問題に関してどういう学習を積んでいかなきゃいけないか、研修を積んでいかなければいけないかというのがよく話題に上がるんですが、ここに記載されている内容だと、ちょっと具体が見えてきませんので、市としてそういう取り組みを具体的に考えていらっしゃるか。

もしくは、現時点で決まっていなくて、今後こういうことを考えていらっしゃるということがあればぜひお教えいただきたいというのが1点目です。

2点目が、第3条、合理的配慮についてなんですけれども、この合理的配慮の内容というのは非常に難しいなというのが個人的な、浅薄ですけれども、この法律を勉強してきたときの内容かなと思っております。

私の職務上、一般企業のほうが障害者雇用促進法の中でやはり合理的配慮というものが先んじて出ておりまして、その内容というのは企業様のほうでかなり戦々恐々とどういうものがどう当たるのかというのが議論されているかと思っております。

合理的配慮の具体例に関しましては、なかなかお出しいただくことは難しいと思うんですけれども、自立支援協議会がよりよくなって、このことを今年度テーマにするというのであれば、可能な限り「こういうところはどうか」「市としてはこういう対応をしたけれども」というような事例みたいなものが、何かあったときに、こういう協議会の中でこういう事例がありましたという報告があると、我々も勉強になるかなと思いますし、検討もできるかなと思いますので、そういった機会をぜひ設けていただけるとありがたいと思います。2点目については要望でございます。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、6条の研修・啓発について、具体的に何か現段階で内容等々が決まっているといいますか、案のようなもの。よろしく願いいたします。

【障害福祉課長】 まず1点目の研修についてでございますが、これをつくるに当たって、職員課と相談をしまいったところでございます。その中で具体的なものとして決まっているものがございますが、まず、4月施行に先立ち全庁職員を対象にした研修会というものを行っております。講師には東京都の職員をお願いして説明を受けたところでございます。

これに続いて、4月の初旬に、差別解消法についての説明を新人の職員に対して行ったところでございます。

また、今後新たに管理職になる者につきましても、内容については未定ではございますが、研修をしまいるという形でございますが、まずは全庁職員に対して一旦行いましたので、この後は、新人の職員に対しても毎年行っております。また、個々の職場を管理する管理職においても、新たに管理職になる者に対しても研修を行うという形で、差別の解消の趣旨を伝えていきたいというふうに考えていると伺っております。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

4月当初に研修を何度か行ったということですが、これは研修の年間計画のようなものはまだつくられていないという状況なんでしょうか。

【障害福祉課長】 私のほうで聞いている状況としては以上でございますが、これから、またこの要綱が公表されてくるに当たりまして、具体的などころについてはいろいろと見えてくるものがあるのかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

これから計画、内容等々を策定していくということになるかと思いますが、その前提として、まずこの要綱が定まらないと先に進まないということでもあります。2番目の合理的な配慮に関しては、ご要望という形で、少しこの後も

考えていきたいと思っております。

ほかいかがでしょうか。

【委員】 上記委員の意見と同じ意見なんですけれども、私たちは障害関係の事業所にとっても合理的配慮っていうのは、ほんとうに1人1人違うので、こういう場で学んでいけるといいなというふうに思っています。

やっぱり事例って積み重ねていかないとわからないというか、何が困っているのかとか、障害状況によって違ったりとか、年齢とか、性別とかによって随分違ってくるので、そういう意味でも、そういう合理的配慮を学ぶ意味でも、ここで議論ができたらいいなと思いますので、ぜひそういう点では挙げていただけるとありがたいというふうに思っています。

【会長】 皆様のお手元にお配りした東京都のハンドブックがございます。この中には、東京都のほうでいろいろと合理的な配慮ということについての具体例も含めた例示がなされております。東久留米市は東久留米市で、独自の合理的な配慮ということが出てくるかとは思いますが、具体的な事例ということになりますと、いろいろプライバシーの問題とかもろもろ含まれてくるとは思いますので、そのあたりを少し配慮しながら情報交換ができるような、そんなことができればいいかなというふうに思っています。

若干ちょっと慎重にやらなければいけない面もあるかとは思っています。

【委員】 そうですね。はい。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。何かございますか。

【委員】 研修をするということなんですが、個人差によって理解度が違うと思うんですね。その研修をしたものが、ほんとうに担保されるのかどうか。それはどの辺で判断されるのかお聞きしたいと思えます。

【会長】 なかなか難しい質問ですけども何か。

【委員】 すればいいというだけだと、私も随分苦労しましたから。個人差があって、大変なものがあるということを実感しております。

【会長】 どうでしょうか。初回の研修会をやって、手応えといったようなものは。何か感触のようなものは。

【障害福祉課長】 どう担保するのかというところについては、非常に判断が難しい部分があると思います。個人差は間違いなくあると思いますし、生まれ育った環境というか、生活の中でのさまざまな経験が反映されてくるのだらうなということはおわかっております。

今回、お手元の東京都が出しておりますハンドブック、こちらは合理的配慮についての事例はもちろんなんですけど、障害の特性というものも随分細かく載せてございます。いわゆる合理的配慮の事例だけであればインターネット等で

もわかりますが、まずもって一番大事なのは障害の特性を学ぶことであるという認識に立って研修会等も今後取り組んでまいりたいと思っております。

合理的配慮については、なかなか難しいと思いますが、少なくとも障害の特性はまず理解する。担保は難しいですが、そこには努めていきたいというふうを考えておるところでございます。以上でございます。

【委員】 わかりました。

【会長】 ありがとうございます。

特性ということについて理解を深めていきたいということであります。研修につきましても、これは個人的な私の考えですけれども、今ご説明があったように、障害の特性ということについていろいろと学んでいくということが大前提になるのかなと思います。

その上で、研修はだんだん進んでいきますと、いろいろやっていく中で見えてくるものがあるといえますか、この部分は理解が進んでいる、理解が進んでいないというところがだんだん浮き上がってくるとも思いますので、そのあたりについては内容も含めて、ぜひ委員の方からは、こういう研修が必要なんじゃないかといったようなご意見もいただければいいかなというふうに思っております。

そういった案を出して、計画づくりにも役立てていただくといったようなことでよろしいかなと思います。また、適宜ご意見をいただければと思います。研修についてはご意見をいただきますと、逆に皆様方にご負担をお願いするということも出てくるかもしれませんね。私もちょっと戦々恐々としておりますが。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。服務規程のほうも一応ご提示しているんですけども、両方合わせて特にございますでしょうか。

【委員】 ちょっと基本的なことといえますか、ちょっと私の読みが浅いのかもしれないんですけども、この要綱、目的のところを見ますと、「この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律……東久留米市職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする」というふうになっておりますけれども、こちらのほうは、民間の中における差別解消というのは、この要綱はそこまでは対象としていないというか、そういった形になりますでしょうか。

【障害福祉課長】 委員のおっしゃるとおり、これは市職員のみを取り決めごとでございまして、一般事業者の方におきましては対応指針というものを定める、これもあくまでも努力義務ですが、という形になってございます。

ただ、もともと障害者基本法の中におきまして、そもそも差別についての禁

止をうたってございますので、その辺を踏まえて、具体的にはさまざまな場合で対応されていくのかなと思っております。

【委員】 この東京都のハンドブックの4ページに書かれている内容でいいですよ。行政機関は差別的なこと、合理的配慮には法的義務があって、民間業者は差別については法的義務だけど、合理的配慮については義務なんだけど努力してくださいという。

【障害福祉課長】 はい、おっしゃるとおりです。

【委員】 すみません。どうもありがとうございます。

先ほどの委員が言われた事例ということにも関係するんですけども、この自立支援協議会では、障害を持たれた方が地域でその人の個性を尊重して生活していくということを大切にしたいというふうに考えていると思うんですけども、そのためにも市役所以外でもさまざまな差別といいますか、困っていることとかも含めまして、いろいろあると思いますので、そういった事例、自立支援協議会がどこまで担えるのかというのは、正直言いまして未知数ではあるんですけども、少しそのあたりのことも将来的に貢献できるような形で活動していけるとありがたいなというふうに個人的には思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員】 今、行政のほうで研修を受けて、障害についての研修を勉強しましたとお話を聞いています。その中でも、耳の聞こえない障害も当然お勉強していただけたと思っておりますけれども、この前の4月1日から障害者差別解消法がスタートしてから、行政の対応がよくなったという聞こえない人たちの話があります。

例えば、今ままではある課に行っても、書いてくれない。口で言うだけで、なかなか書いてくれない。筆談とまでは思いつかなくて、何回も「書いてください」と言っても、なかなか書いてもらえなくて困るという状態があったんですけども、研修会のおかげかどうかわかりませんが、「聞こえません」と言うと、すぐに鉛筆と紙を持って書いてくれるという方法に、すごくよくなったという話があります。

けれども、それも大切ですけども、聞こえない人にとっては言葉が理解できる人と言葉が理解できない人とたくさんいますよね。そうすると、書いていただいても意味がつかめない聞こえない人がたくさんいますので、その人たちをどうするか、つまり合理的配慮はどうするかということも相談いただきたいと思えますし、特に聞こえない人の場合は、行政として聞こえない人に模擬といいますか、職員が、聞こえない人が来たときにこういう対応をしてほしいという模擬の学習があれば、より理解してもらえないんじゃないかと思えます。

それから、今、市では手話講習会を開いていただいていますし、職員も毎年2人、3人ぐらい手話の勉強に来てくれていますけれども、それでもまだ職員が手話を習得するにはまだまだ時間がかかるので、もっと職員の人たちが手話を学びに来てくれるようなシステムを市のほうで考えていただければありがたいと思いますけれども、予算等いろいろあると思いますけれども、その辺お願いしたいなと思っています。

【会長】 はい。よろしいですか。特にお答えすることはないですかね。

【障害福祉課長】 委員から話がありました。一般の市民を対象としての手話講習会の中に、職員も参加させていただいております。確かに、手話の使える職員が増えるというところにおいてはゆっくりとした歩みかもしれませんが、聴覚障害者の方々とのかかわりの中で障害についての理解は深まっているものと感じておるところです。

こういった形で、歩みは遅いかもかもしれませんが、これまで一番下の入門クラス、もう一つ上の基礎クラスまでしか参加させていなかったのですが、業務の都合がつく職員につきましては、さらにもう一つ上の応用クラスへの参加をすすめているところでございます。

やはりそれでも手話通訳者の方々のような技術まで達するには、なかなか難しいところではございますが、より裾野を広げていく方向で努力をしてみたいと思っています。

【会長】 委員のご発言のように、おそらくそれぞれの障害に応じて、ここを理解してほしいとか、こういった技量をぜひ身につけてほしいといったようなことがあるかと思うんですね。今のも1つの研修のアイデアというような形で受け取らせていただいて、どんどんそういったアイデアを出していただくというのがいいと思います。

また、例えば手話講習会のように実際に地域で行っている研修会の資源というものもいろいろあると思うんですね。全て市役所で用意するというのではなくて、いろいろある研修の場を活用していく、そういう情報なんかも集約できればいいのかなというふうに思っております。

【委員】 これの5条の相談体制なんですけれども、これは市の中の相談というところだとは思いますが、やっぱり一番外に出るのは民間のほうなので、民間は努力義務ということなんですけれども、私たちヘルパーが移動支援で出かけたり、親の思いとかを考えると、ずっと我慢して生活しているので、何が差別というのがわからないところがあるので、それがちゃんと訴えられる場所と、プライバシーの問題があって難しいというのは十分理解できるんですけれども、いろんな事例をここで挙げることによって公になるということは、

ヘルパーなり、当事者の方、保護者の方が、これは言っているんだということがわかる場であるかなと思うと、そういうことを挙げられる場でいたいなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。

先ほどと同じようなご要望といいますか、ご意見ということで承りたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。合理的な配慮というのが今年から義務的に行わなければいけないということになってきました。おそらく今まで感じてきた不便さとか、難しさというものに加えて、新たに気がつくところというのがこれから事例としてはたくさん出てくるのかなというふうに思います。

それに対応する事業者の方とか、職員の方とかは、一体どうすればいいんだという戸惑いは確かにあるかと思います。対応できるところで対応していただくにしても、どうしても対応が難しいというような事例に関しては、情報交換をできるような仕組みをつくっていただければなと思います。

それをまた別途何か新しい組織をつくってやるのか。あるいは、こういった場で意見交換するののかということところは、今後少し検討していきたいと思っています。

ほかはいかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 事例をどこで、どういうふうにするというお話がずっと挙げられていて、やはり1つずつの事例がほんとうに差別に当たるのかとか、深刻の度合いとかを共通理解することは大事ですね。相談部会から出てくるところもあるし、住みよいまちづくり部会の中で住みよいってどういうことなんだっていうことを考えたら、そこでも共通する課題だと思うんです。

それを考えると、部会の中でも1年間の共通の1つのテーマとして事例を挙げていきながら、共通理解を図っていくというのでもいいのかなって、今、皆さんのご意見を伺っていて思いました。

【会長】 なるほど。いかがでしょうか。今の委員のご意見は。

何かご意見ありますか。

【委員】 自分なんかの合理的配慮っていうのは、わりと差別される側の気持ちなので、なかなかその人の状況によって、Aさんは差別とは感じないけれどもBさんは感じるみたいな、多分そんな感じになってくると思うので、それが差別というか、一般化できないことが多分合理的配慮なんだろうなというふうに思うので、ご本人さん、障害のある人たちの話を丁寧に聞く中で進めていくしかないのかなと。ご本人がそう感じた、それは何なのかみたいな感じの、

そこには社会的な背景があったり、人間関係的な背景があったりというところになるので、すぐに解決できることもあるし、解決できないこともあるという中で、やっぱり丁寧に聞くという姿勢をどれだけ我々が維持していくのかということになっていくんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、委員のおっしゃっているように、いろんなところでそのことを意識していくということがとても大事なかなと思うので、ただ合理的配慮というのは一般化できないというふうに自分なんかは思うんです。ただ、それ以外の差別については一般化できるんだけど、合理的配慮については、そういう話を聞く中で、差別を感じた人たちの話を丁寧に聞くという姿勢を大事にしたいなというふうに思っています。

【会長】 ありがとうございます。

今、事例ということが話題になっております。私が感じたことは、この場で事例がぱっと出てくるというとなかなか収集もつかなくなっていくと思いますので、今、委員がおっしゃったように、部会なら部会の中で少しまとめていくという作業は必要になるのかなと思います。

まとめるというのは別に共通性を探すということではなくて、1個1個の事例でこういうことがありました。こういう対応ができました、できませんでしたというようなところを、むしろ部会の中で少し積み上げていく必要があるのかなというふうに思います。また、そのことについて、それぞれの事業主でありますとか、東久留米市のほうに情報を集約していくような形をつくれればと思います。

なかなかこの場で、それぞれの事例を持ち合っということは難しいと思います。もちろん気がついたところを出していただくんですけども、もう少し当事者に密接にかかわっているところで少し情報収集をしていただくというのがいいのかなと思います。

【委員】 高次脳機能障害者の会の方たちは、1人で行動することが難しい。その機能障害になる原因は、クモ膜下とか脳溢血とか、脳の病気が多い。そのために、脳にダメージを受けている方が多い。入院中、身体に障害が残る場合は、「身体障害者手帳」が取得できます。身体に障害が無く半年後に退院をするときに、ご主人は高次脳機能障害者ですと言われ、家族が初めて聞く障害名「高次脳って何だろう」、「手帳はありますか」と聞きますと精神障害者保健福祉手帳ですと言われ、身体障害者手帳ではないんだと意外な感じを受けました。

H18.4月くも膜下出血を発症し、今年で10年を超えました。退院時の年齢は3歳ぐらいだったのが、最近は、中学生ぐらいに脳の回復が見られ、少しずつ回復し、今まで出来なかったことが出来るようになった時、”良かったね”

“ガンバッタネ”と褒めています。

高次脳機能障害者とコミュニケーションをとるのは、難しいと思います。主人は行動と感情のコントロールができず、怒りやすく、特に自分のことを話す、聞かれるのが嫌で、怒る原因だったりします。そのような場合は、私が席を外すか、又は、本人が落ち着くまで話しかけないようにするなどしていますが、家族でも難しいと感じると時もあります。

一人で行動でき、市役所に行くことが出来る方で、先ほどコミュニケーションのところで、メモを持たせて行かせるとありましたが、そのメモもどこにしまったか記憶が薄れてしまうこともあるかもしれません。

また、色々話しかけられますと、当事者の方は何を話していいのかわからなくなります。当事者は、パニック状態に陥りやすいため、ゆっくり落ち着いて話をきいて下さい。

主人と一緒に電車に乗っていた時に、隣の方が話しかけられると、本人は大きな声で怒鳴ってしまう。そのような反応を示すので、相手の方がびっくり、困った顔をされます。「申し訳ございません、主人は病気なので」と謝りますが、本人は分かっていない、突然話しかけられたこと自体がたぶん何と答えたら良いのか分からない為、パニックになってしまう。

10年経ちましたが、時々同じことを繰り返すことがあります。

最近では、小さなお子様や、病気だけではなくて、交通事故等から高次脳機能障害になる方が大分増えているということも聞いています。ご両親やご家族の方々には、お子さん・当事者の皆さんとどのように接したら良いのか、どんな支援があるのかわからず、悩み、いろいろ情報を集めたりしておられると思います。私自身も同じ様に一人で広報紙や新聞などから情報を探していました。

高次脳機能障害は、見えない障害、谷間の障害と言われていますが、高次脳機能障害者と認めて頂き、高次脳機能障害者手帳取得できるようにして欲しいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

やはり研修のアイデアの1つにもなってくるかと思います。今年の新規事業の中にも、住民の方への周知といったことも1つ盛り込まれておりますので、そういったところにも、そういったご意見が反映されるようにしていきたいなと思っています。

大分時間が過ぎてしまったんですけれども、いかがでしょうか、いろいろなご意見がありましたけれども、この要綱（案）、あるいは服務規程（案）につきまして、文言等につきましてはこのような形で提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

私の考えでは、とにかくこれは必要なものであるということですので、先ほど事務局から説明ありましたけれども、必要に応じて内容は変えていけるものですので、まず早急に決めていく必要があると思います。特段大きな問題がなければ、この形で決定とさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

ちょっと私もうっかりしていて、休み時間も入れずということなんですが、大丈夫ですか。お手洗いにいきたいとか、喉が渴いたとか。では、このまま進めていきたいと思います。

こちらで用意した協議事項は以上です。

9番のその他に移りたいと思います。その他、何かご意見等々ございますでしょうか。委員の皆様から。

【委員】 1つ相談事業のところからの情報提供をさせていただきたいと思えます。実は、さいわい福祉センターは家庭での入浴が困難な方のための送迎サービスつきの入浴サービスを実施しているんですけども、先日、障害者の方のご家族からご相談がありまして、身体状況としては知的もあり、身体障害も重度で、寝たきりで気管切開があり、たんを自動的に吸引したり、呼吸管理をしているような最も重い重身の障害の方です。

入院を長くされていて、退院をされてきて在宅生活に入られたという方なんですけれども、入浴の件だったので、さいわい福祉センターでの入浴が可能かどうかということで、障害福祉課の方と一緒にご自宅にご訪問させていただいて身体状況を確認させていただきましたら、20分ぐらいの送迎の時間と入浴をして、またおうちに戻るということが、健康的に、体調的に過度な負担になってしまうというふうな状況の方だったんです。そうすると、さいわい福祉センターの送迎つき入浴サービスの対象ではないと判断せざるを得なかったんです。

住宅改修をして入浴ができるような状態でも全くないんです。住宅だけの問題じゃなくて、ご本人の体も大きいですし、ご家族の状況からいっても無理かなというふうなケースの方でした。

現在は、自費による訪問入浴サービスを行っていらっしゃるんですけども、やはり経費は結構かかるのが実態なんです。介護保険のほうで訪問入浴サービスがきちっとあって制度で確立しているんですけども、言われてみれば障害ではなかったなというふうに改めて認識した次第だったんですね。

このケースのように、ほんとうに今の制度では対応できるすべが全くないよ

うなケースについて、入浴という当たり前の生活行為を提供できるサービスがフォーマルにないというのは、今後必要ではないかなというふうに思うような案件でした。

同じ障害、いろいろな障害がある中で、いろいろなサービスを利用しながら地域生活を、それなりに質の高い生活で暮らしていらっしゃる障害者がいらっしゃる一方で、お風呂につかるという当たり前のことができていない実態もあるということを知って、今後、在宅生活で少なくともクオリティーがある程度賄える制度の創設も必要なのではないか、今後の課題の1つかなというふうに思いました。

今までこういうことを、あまりきちんと感じてこなかったというところが、私たちの中では問題だったんですけれども、改めてほんとうにお風呂にすら入れないので、訪問入浴はないんだなというのを改めて思ったので、今後課題の1つとして情報を共有していただければと思いました。

あと、もう1点なんですけれども、これは知的障害とか、身体の方が中心になるのですけれども、実は委員から進路、卒業見込み者の数字とか、利用希望の実態というのを、18年の3月ぐらいまでのデータを教えていただける機会があったんです。ありますよということで教えていただける機会があったんです。

昔は「何名の方が卒業します」「東久留米は何名です」というデータが学校からいただけるときがあったんですけれども、あるときから個人情報の関係だと思えるんですけれども、ぴったりなくなっていました。

そうなるってくると、なかなか予測とかが立ちにくいというのもあって、もしこれからほかの学校も、何年かのスパンでの卒業生の見込みの情報等があるようでしたら、そういうのを自立支援協議会などで集約をして、今後の障害福祉計画、4期は3年しかないので、もうすぐに第5期の福祉計画に取りかかっていくと思うのですけれども、そういうものの参考にもなろうかと思えますし、実際に施設代表者会議とあって、知的の事業所の横の連絡会もあるわけで、そういったときに、これからの生活介護を利用するような人の層が大体どれぐらいかというような見込みですとか、これからの各事業所の事業運営の方向性とかを検討する1つの材料にもなるのかなと思ったりします。

できる範囲で、東久留米市の近隣の学校に行っていられる方の何年分かの情報を集める手段があるようであれば、集めていったらどうかなというふうに思いました。

どこでどういうふう集めるかというのは、また今後事務局とか、障害福祉課とか、委員とかにもご協力いただきながら、できる範囲で実施していければ

なと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

今、2つの点についてご意見を出していただきました。2点目のことについては、委員から何かつけ足すことはございますでしょうか。

【委員】 昨年から清瀬特別支援学校に赴任いたしまして、在籍者の確認をいろいろしたところ、このていで話をすると怒られてしまうかもしれませんが、決して手帳で区切っているわけではないんですけれども、やはり1つの目安として、どの手帳の度数の在籍者が何人いるか。知的障害者の場合ですと東京都愛の手帳1度から4度というところ、ざっくり言いますと2度の方の在籍が非常に増えているというところに、学校としては多少危機感を持っております。

その2度の方が、東久留米市在住の方がここ数年非常に多い。昨年度の卒業生は3名しかいなかったんです。ところが、その後、8、9、7というふうに人数が増えていく。その方全員が生活介護の事業所を希望されるわけではないですし、実際に入っていくわけではないんですけれども、果たしてその方々が生活介護の事業所を市内でご希望されたときに、担えるのであろうかというところは各事業所、例えばイリアンソスさんとか、森の会さんとかに個別にお願いすることは絶対に限界があるなと思っていて、市として共有していくべき内容ではないかなというふうに学校としては感じておりました。

そこで、各事業所にお邪魔するときに、学校長に、どういう形のデータであれば出しても大丈夫ですかという話をしたところ、個が特定されない形であればぜひ協力を担わなければいけないと思うというところで、昨年度学校長からの了解を得られました。実は今年度、校長がかわりましたので、またそのところでは了解をとらなければいけないんですけれども、そんな形のデータは出していけるかなと思います。

先ほどあった話で言いますと、おそらく生活介護の分野でかかわってくるのは東京大学付属が東久留米市内にあります。やはり東久留米市在住の子弟が通っている年度があります。あと、小平特別支援学校、肢体不自由。それから、可能性としては私立旭出学園さんの中に東久留米の方がいらっしゃるかもしれない。おおよそはその4校の情報がカバーできます。

いわゆる学校からかかわるといいなと思っているのは、本人たち、高校生の実態を見ながら、おそらくこのサービスの事業所なのかなというところの目安、見込みが立つというのが、ひょっとしたら障害福祉課が持っている手帳だけ、また在住所だけの情報と違ってくるのかな。そんなところを照らし合わせられると、正確とは言いませんが、いい材料にならないかなと思っておりまして、そんなご協力ができたらというふうに考えております。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 ちなみに、その4校に関しては、進路担当者の横のネットワーク、学校間のネットワークで情報を集めることは十分可能かなと思いますので、私のほうで集めさせていただくことは可能だと思います。

【会長】 今の4校というのは、学芸大附属校、小平特別支援、旭出学園…。

【委員】 清瀬。

【会長】 清瀬ということですね。わかりました。

これは、集約できるということですか。

【委員】 できます。

【会長】 なるほど。わかりました。

そうですね。重いお子さんが増えているというところで、一方では、子供の数が減ってくるという状況もあって、一過的なものなのか、あるいは引き続き増えていくものなのか、そこら辺の見きわめというものも大事になってきますので、支障のない範囲でということにはなってしまうかもしれませんが、こういった情報を共有できるということはすごく大事なことだと思いますね。

この場を出していただくのがよろしいのかな。どうでしょうかね。

あと、もう一つ、入浴サービスのことですね。訪問入浴ということで、これについてはほかの委員の方から補足ないしご意見はありますか。

【委員】 先ほど、重症心身障害児だと、保健所で訪問看護を使っている場合には、何件かわかっているところはあるのかなと思います。在宅でも入浴はできていないけれど清拭でやるとか、もう少し工夫して何とかうまくやれるのかなとか、かかわっている人たちの中で話し合いとか、工夫ができるところがあるのかなとちょっと考えてみました。確かに対象の方が体が大きいとほんとうに難しい部分もあると思いますが……。

私は昔の保健師なので、例えば訪問して、髪を洗ったり、そういうことをやっていた時代に育ったんですけれど、今は仕事がいろいろと役割分担されて、総合的にやるというのがなかなか難しいのかなというところは感じます。みんなで何とかそこは乗り切れないかなとか、ちょっとお話を伺いながら、どんな事例なのかな、どういうふうに住生活していらっしゃるんだろうということを感じました。

ほんとうにいろいろな事例がおりになると思うんですけれど、便利になった世の中だからこそ、そういうところから漏れてしまう方もいらっしゃるんだなということを感じました。

【委員】 当たり前で清拭とか衛生管理はきちっとおやりになってらっしゃ

るんです。でも、やっぱりお風呂に入るすっきり感とか、1カ月に2回でも、1週間に1回とか、そういうこともなかなか実現できないんだなというところを考えると、何かもう少しいい形で……。

あと、近隣に独自でやっているところもあるみたいなことを小耳に挟んだりしたので、そういうのがあつたりしたら、もっと住みやすいのかなというか、暮らしやすいのかなと思うケースでした。だから、今すぐどうとかっていうことではあるわけではないんですけどね。

【会長】 ありがとうございます。

私も不勉強で、初めてそういうことを知ったわけですがけれども、制度としてはあるわけですね。あるというか、公的にはあるんだけれども、今、東久留米ではそれが使えないという状況にある。

【委員】 いえいえ。

【会長】 という意味ではなく。

【委員】 制度としてはない。障害福祉サービスの制度としてはないんです。

【会長】 ないんですか。

【委員】 ないですよ。

【会長】 それをじゃあ、何か独自の形としてあればいいなというようなことですか。

【委員】 あればいいなって。

【会長】 なるほどね。わかりました。

【委員】 市独自とか。

【会長】 市の中でということですね。

【委員】 国のレベルでなければ、東京都か市になるんだろうと。

【会長】 そういう話になっていくと、お金が、予算がという話にはおそろくなっていくとは思いますが、そういうところは抜きにして、こういった協議会の中で話し合われることの意味というのは、今のような、こういうことが必要だけれども、十分整っていないんだというところの意見を出して、ある意味、こちらの方針とまでは言いませんけれども、そういった意見を集約していくというのもこの協議会の大事な役割だとも思いますので、今のようなお話なんかもぜひ出していきたいと思います。

具体的に今すぐどう解決するかということは何とも言えませんが、この後の協議の中で話し合いを深めていければと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

【委員】 先ほど高次脳の方のお話があったんですけど、やはり私のと

ころの支援センターにも該当する方がいらっしゃると思います。わりと多く利用していただけるんですけども、明らかに今までお話ししていたことがぽっと抜けしてしまうということが日々あります。

だから、そういうときにこちらがしっかりそのことをわかって、同じ内容でも繰り返してお話しするとか、紙に書いて情報をご提供するとか、そういうことを常にやっていかないといけないなと思っています。

それと先日、1週間ほど前に脳挫傷になった方が、精神の病気で近々支援センターを利用したいんですというお話をされたんですけども、また連絡とりましょうねと言っている段階で、1週間もたたないで、心のほうの病で緊急に入院されてしまった。

だから、ほんとうにお一人お一人の方の障害の程度とか、病状の進み加減とか、そういうものによっていろいろな対応をしていかないといけないなという事は日々感じております。

すみません。先ほどのお話の中から、ぜひこれだけはと思って今お話しさせていただきました。

【会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。その他、何かご意見とかございますか。よろしいですか。

会議は長いほうがいいのか、短いほうがいいのか、いろいろ意見はありますがけれども、特に後半の部分でいろいろなご意見が出てきたかと思います。事例のことについて、入浴、進路のこと、この場ですぐにとということではないのですけれども、大事なことだと思しますので、この後協議会の中でも時に触れてきちんと議論していきたいと思っています。

よろしいでしょうか。特段、皆さんからご発言がなければこれで終了したいと思います。よろしいですか。

それでは、平成28年度第1回東久留米市地域自立支援協議会、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

— 了 —